

五泉市立学校施設開放使用料の減免基準（令和元年6月1日より適用）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を免除することができる。ただし、団体本来の活動目的でない使用、入場料を徴収して利用する場合を除く。
 - (1) 市内の福祉関係団体（営利団体を除く。）及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている市内の人により構成されている団体やその保護者団体が利用するとき。
 - (2) 市が認める青少年（中学生以下）で構成する団体のクラブ活動のため利用するとき。ただし、市外の団体を含む大会等での利用を除く。
 - (3) その他市長が公益上特に使用料を免除することを適当と認めたとき。
- 2 特に市長が必要と認めた場合には、使用料の2分の1以内を減額することができる。